

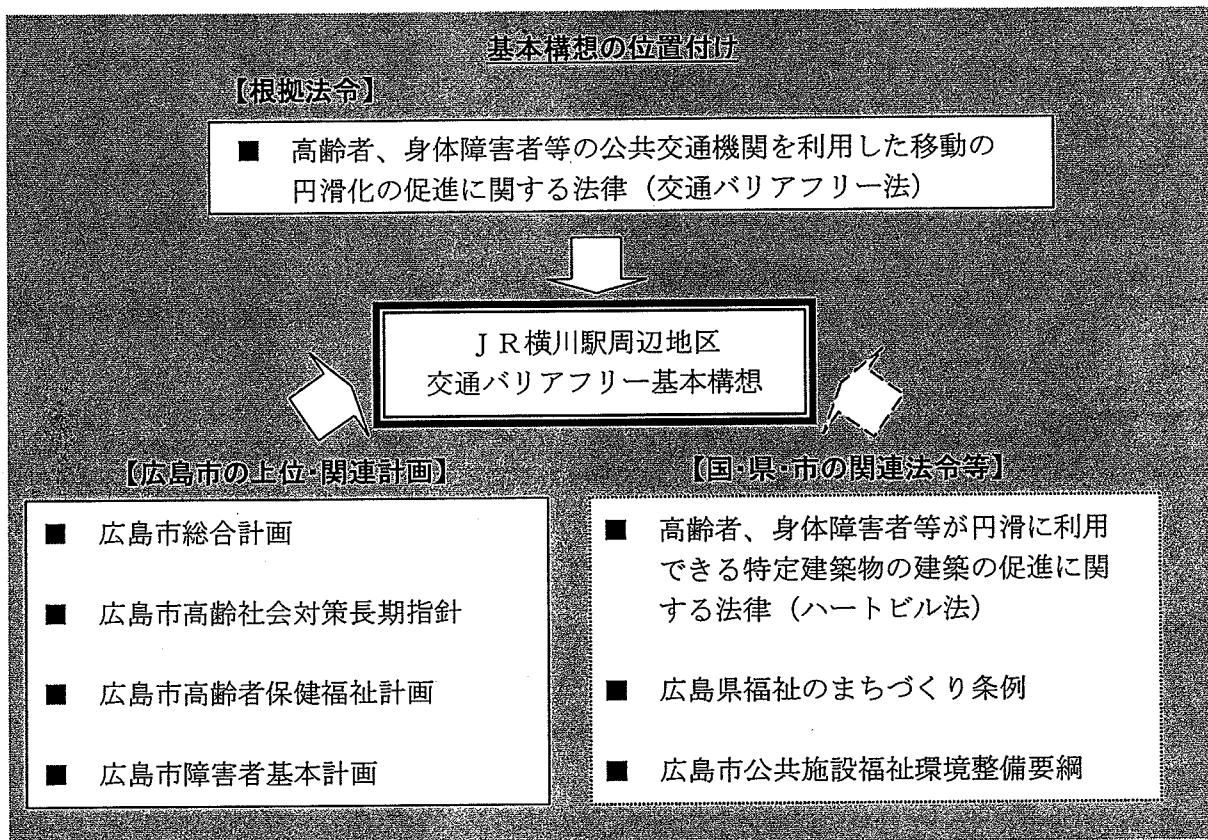
1. 基本構想の作成方針

(1) 基本構想の位置付けと作成体制

ア. 位置付け

この基本構想は、国の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称「交通バリアフリー法」)に基づき、特定の旅客施設（特定旅客施設）を中心とした地区（重点整備地区）について、駅などの旅客施設や車両、周辺の道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該重点整備地区におけるバリアフリー化の方針、実施すべき事業を定めるものです。

基本構想の目標年度は、概ね平成22年（2010年）とします。また、実施すべき事業については、この基本構想に基づき、交通事業者、道路管理者及び県公安委員会などがそれぞれ具体的な事業計画を策定し、取り組むことになります。



イ. 作成体制

基本構想を作成するにあたっては、関係する公共交通事業者、道路管理者、県公安委員会や、福祉関係部局との連携が不可欠であることから、これらの関係機関及び国土交通省中国地方整備局及び中国運輸局で組織する「J R 横川駅周辺地区外1地区交通バリアフリー連絡調整会議」を設置し、協議調整を図りました。

また、高齢者、身体障害者などの方々の利用状況や意向を基本方針へ反映させるため、高齢者、身体障害者などの方々を対象としたワークショップ、タウンウォッチングで意見を伺い、この結果を踏まえて基本方針の作成にあたりました。

(2) 基本構想の基本的な考え方

基本構想の作成にあたっては、根拠法令である交通バリアフリー法や、広島市総合計画などの関連計画の方針を踏まえるとともに、以下の基本的な考え方に基づくものとしました。

ア. 高齢者・身体障害者の意見の反映

まちづくりの推進については、住民の意見ができるだけ反映されたものとすることが重要です。特に、交通バリアフリー基本構想の作成にあたっては、高齢者、身体障害者などの方々が普段、実体験として感じていることを踏まえた内容とすることが必要です。

このため、高齢者や身体障害者などの方々から、横川駅及び周辺施設の利用状況などについて生の声を聞くワークショップや、そこでの意見を基に選定したルート上を実際に歩いて問題点を調べるタウンウォッチングを行いました。

また、素案の段階で、一般市民を対象とした意見募集を行うなど、広く住民の方の意見を反映できるよう配慮します。

イ. 心のバリアフリー化の推進

高齢者や身体障害者などの方々の移動を円滑にするためには、行政や事業者が行うハード面の整備だけでなく、市民一人ひとりが、障害のある人もない人も共に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念を理解することが必要です。

このため、各種啓発広報を行ったり、ボランティア活動についての情報提供の充実を図るなど、心のバリアフリーの推進にも配慮します。

ウ. 各機関の適切な役割分担

交通バリアフリーを進めるには、行政はもちろんのこと、交通事業者、道路管理者、公安委員会、施設管理者など多くの機関が協力することが必要です。複数の機関が一体的・効率的にバリアフリー化を進めていくため、相互調整を図った上で役割分担を明確化し、実施していくこととします。

エ. 重点的に取り組む事業の明確化と既存ストックの活用

厳しい財政状況の中で、交通バリアフリー実現のために必要な事業についても、重点的かつ効率的に推進を図る必要があります。このため、取り組むべき事業の優先順位を整理し、当面取り組む事業については特に明確化するほか、既存施設について極力活用を図り、修繕・改良により改善が可能なものについては、重点的に整備を進めるなど、既存ストックの活用に留意します。